

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成25年6月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市子ども・子育て 会議条例	子ども・子育て支援法の制定に 伴い、本市に子ども・子育て会 議を設置します。	平成25年 6月6日 提出 議案 第58号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市長の附属機関の組織及び運営に関する 条例であり、実施要綱第3条第1項各号のい ずれにも該当しないため	保健福祉 政策課 089- 948-6821
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市動物の愛護及 び管理に関する条例の 一部を改正する条例	動物の愛護及び管理に関する 法律の改正に伴い、法律の内 容に沿った用語の改正などを 行います。	平成25年 6月6日 提出 議案 第59号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため (実施要綱第3条第2項第1号に該当)	生活 衛生課 089- 911-1862
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市職員の給与の 臨時特例に関する条 例	本市の財政状況に鑑みて、職 員の給与を削減します。	平成25年 6月6日 提出 議案 第65号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の給与に関する条例であり、実施要綱 第3条第1項各号のいずれにも該当しないた め	人事課 089- 948-6218
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成25年6月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条 例 名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
--	-------	-------	-----------	-------	---------	---	-----

【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程において、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民のみなさんのご意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、市の基本的な政策等の策定過程において、必要な事項を公表する → 市民等の意見を考慮して意思決定を行う → 提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。